

DesignSpark PCB

エンドユーザー使用許諾契約書

重要: 本ドキュメントは、本ドキュメントとともに提供されるソフトウェアの使用に関する法的契約書です。本ソフトウェアをインストール又は使用する前に、本契約の内容をお読みになり、理解してください。本ソフトウェアをインストールし、かつ/又は使用した場合、本契約で定められた利用条件(下記に示す所有権、コピー制限、賠償責任の制限などを含みますが、これらに限定されません)に完全かつ無条件に同意したものと解釈されます。

本ソフトウェアがパッケージ化されていない場合、本ソフトウェアにアクセス又は本ソフトウェアをインストールすることで、本契約条件に同意したことになります。本契約の使用条件を読み、理解し、それに同意したうえでなければ、本ソフトウェア又はそのコンポーネントにアクセスしたり、それらを使用したりしないでください。本ライセンス条件に同意しない限り、本ソフトウェア又はその一部のインストール、アクセス、又は使用は許可されません。また、支払った金額全額の返金を受けるには、本ソフトウェアを受け取ってから 5 日以内に、本ソフトウェアを取得した場所に返却する必要があるため、本ソフトウェアが電子的に提供されている場合は、本ソフトウェアのすべての電子コピーを破棄したことを証明する必要があります。

1 定義

特定のコンテキストで別段の定めのない限り、以下の文言及び表現は以下の意味で使用されます。

- 1.1 **RS Components:** RS Components Ltd.
- 1.2 **ライセンサー:** 本製品の販売促進、販売、又は配布のために、RS Components に対してライセンスを付与している WestDev Ltd.
- 1.3 **サプライヤー:** RS Components 及びライセンサー。
- 1.4 **契約書:** 本ドキュメント。お客様とサプライヤー間に締結される、拘束力のある法的契約。
- 1.5 **お客様:** 本製品を取得した個人、会社、又は他の単一の法人。
- 1.6 **製品:** 本契約に付属する、又は後から提供され個別の使用許諾契約の対象にならない、すべてのソフトウェアアプリケーション又はその一部。これには、RS Components 又はライセンサーからお客様に提供される、関連するメディア、印刷物、電子文書、ソフトウェアアップデート及びアップグレード、オンライン又はウェブサービスが含まれますが、これらに限定されません。
- 1.7 **許可された使用:** 本契約に従った、お客様による本製品の使用。
- 1.8 **知的所有権:** 著作権、特許、意匠権、商標、企業秘密、その他すべての知的所有権。これらは、公式に登録されているかどうかを問わないものとします。
- 1.9 **セキュリティシステム:** 本製品のインストール時及び/又は使用時に適用されるソフトウェア保護のシステムであり、許可を得た人のみが本製品のインストール及び/又は使用できるようにするためのものです。
- 1.10 **セキュリティデバイス:** コンピュータの一部を形成するデバイス又はコンピュータに接続されるデバイスで、セキュリティシステムの一部として使用され、本製品へのアクセスを制御します。
- 1.11 **ネットワークライセンス:** 本製品の同時利用者数を管理するための、ライセンスファイルと付属のソフトウェアから構成されるライセンスメカニズム。

2 範囲及び全体

- 2.1 お客様及びライセンス者の責任者によって物理的に署名された本契約の主題に関する特定の合意を除き、本契約は主題に関する完全な了解事項を含み、本契約の主題に関して、これ以前に行われた合意、協定、約束のすべて(書面、口頭のいずれによりなされたかを問いません)に優先します。
- 2.2 この対象には、以前のバージョンの本製品に付属する同様の契約が含まれますが、それに限定されません。
- 2.3 本契約で明示的に定義されている場合を除き、どの当事者も、明示であるか黙示であるかを問わず、本契約締結前の情報交換又は協議によりなされた表明、声明、約束、保証のいずれにも依拠することはできません。

3 所有権及びライセンスの認可

- 3.1 本製品のインストール時並びに/又は、購入請求書及び/もしくは該当するライセンス料金の支払い時に、サプライヤーは、本契約の条件のみに従って本製品をインストール及び使用する非独占ライセンスをお客様に付与します。
- 3.2 本製品の所有権及びそのすべての構成要素、並びにその知的所有権は、お客様に譲渡されません。
- 3.3 本製品のライセンスは、本製品が提供される形態を問わず、本製品の権原、所有権、及びすべての知的所有権を保有します。
- 3.4 本契約のいかなる部分も、本製品又はその一部の権利、権原、所有権のいずれをも、お客様に譲渡することを意味するものではありません。
- 3.5 本製品は著作権保護の対象です。本契約書に反して本製品又はその一部を無断複製することは、一切禁じられています。お客様は、お客様の本契約条項不履行に起因する著作権侵害に対して、法的責任を負う可能性があります。
- 3.6 お客様は、本ソフトウェア、ドキュメント、その他のマテリアルが不正に使用されたり、複製されたり、配布されたり、公表されたりしないように、また、適用法に違反しないように、あらゆる合理的な努力を尽くす必要があります。
- 3.7 本製品の特定の一部分が第三者から提供される場合があります。この場合、これらの部分は、インストール可能な製品の一部として提供される第三者独自の取り決めによって管理されます。第三者の構成要素に対する特定の取り決めが存在しない場合、それらの構成要素は本契約の対象となります。
- 3.8 お客様から要求、提案、提言された本製品の変更又は機能拡張に関連する又はそれに伴う知的所有権は、それが本製品を使用中であるか評価中であるかを問わず、また、サポート又はコンサルティングサービスを受けているかどうかを問わず、ライセンス者の独占的な権利になります。ただし、ライセンス者の責任者による書面による合意がある場合はこの限りではありません。第 3.8 項の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

4 インストール及び使用

- 4.1 お客様は、お客様に付与されたライセンス数に従って、本製品を使用するために合理的に必要とされる数の場所又はコンピュータに本製品をインストールできます。
- 4.2 お客様は、上記のようにインストールされた本製品のコピーを使用できます。ただし、お客様に付与されたライセンス数を上回るコンピュータ又はユーザーで同時に使用しないこと、及びセキュリティシステムによって実施されない場合は、お客様が必要な手順を踏んで、この数を超過していないことを確認することを条件とします。
- 4.3 本製品のすべてのコピーは、コンピュータにインストールされているか、ストレージメディアに保存、コピー、又は保持されているかを問わず、所有権はサプライヤーにあり、すべてのコピーに本契約が伴っている必要があります。
- 4.4 本製品は、コンピュータが解読できるオブジェクトコードの形式でのみ使用できます。
- 4.5 お客様は、本製品又はその一部に対する修正、変更、改造、統合、逆コンパイル、リバースエンジニアリングのいずれを行うことも、本製品のすべて又は一部に基づいて派生物を作成することもできません。
- 4.6 お客様は、著作権、商標、その他の所有権の通知又はマークのいずれも、本製品から削除したり隠蔽したりすることはできません。

- 4.7 お客様は、お客様の従業員及び現場の請負業者が仕事を遂行するために必要な場合は、これらの従業員及び請負業者が本製品を使用できるようにすることができます。このような従業員及び請負業者のすべても、本契約の使用条件によって同様に拘束されます。
- 4.8 お客様は、本製品とそのすべての構成要素の機密が保護されていること、及び本製品又はその一部へのアクセスが許可されている人が本契約に反する方法で本製品を開示したり使用したりしていないことを確認しなければなりません。この機密保護は、いかなる場合も、EDA、半導体、又はソフトウェアの業界において、同種のものに対して一般的に行われる標準的な保護を下回ってはなりません。
- 4.9 お客様は、サプライヤーの競合他社が使用するために、あるいはいかなる形でもサプライヤーの競合他社の製品又はその一部であるか、その可能性のある製品を設計したり開発したり拡張したりするために、本製品を使用してはならず、また、本製品又はその一部を使用可能にしてはなりません。
- 4.10 お客様は、性能、機能、コンテンツ、ベンチマークに関連する情報のいずれも第三者に提供することはできず、また、同様の情報を第三者に提供することもできません。
- 4.11 お客様は、本契約に明記されている場合を除き、一時的であるか恒久的であるかを問わず、本製品又はその一部におけるお客様の権利に対して、サブライセンス付与、賃貸、リース、賃借、貸与、譲渡のいずれも行うことはできません。
- 4.12 本製品が、使用期限、時間又は機能制限のあるライセンス、承認コード、セキュリティデバイス、ネットワークライセンスなど(これらに限定されません)のセキュリティシステムで保護されている場合、お客様はそのセキュリティシステムのいずれの部分に対しても、削除、改変、迂回のいずれも、行おうとすることはできません。
- 4.13 お客様は、本製品又はその一部の承認コード、インストールコード、クラック版、改造版製品のいずれについても、それを配布したり公開することを含めて(これらに限定されません)、セキュリティシステムを迂回する方法について宣伝、販売、賃借、貸与、配布のいずれを行うこともできず、また他の関係者にそうすることを促したりそれを可能にしたりすることもできません。
- 4.14 本節(第4節)全体の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

5 本製品の譲渡

- 5.1 お客様は、以下の規定により、本製品全体を恒久的に別の所有者に譲渡できるものとします。
- i) お客様は譲渡に先立ち、新しい所有者の詳細と譲渡予定日を書面で RS Components に通知します。
 - ii) 新しい所有者は、RS Components から本製品を受け取る場合と同じように、本契約のすべての使用条件を理解し同意します。
 - iii) お客様が保持する本製品の完全なコピー又は部分的なコピーのすべてと付属物(データストレージデバイス上のインストール済みのコピーやバックアップコピーなど)のすべては、譲渡又は破棄され、お客様はそれが行われたことを示す保証書を RS Components に提供します。
 - iv) RS Components は、本製品の他の所有者への譲渡に関わる管理費の支払いを、お客様及び/又は新しい所有者に課す権利を留保します。
 - v) RS Components の書面による事前の許可なく譲渡を行おうとすることは、本契約の重大な違反となります。

6 契約期間と契約解除

- 6.1 これらの節又は規定で本契約期間の終了として明確に記載されている場合を除き、本契約は解除されるまで有効です。お客様は、本ソフトウェアとその全体のコピー又は一部のコピーのすべてを破棄することによって、いつでも契約を解除することができます。
- 6.2 お客様が本契約の使用条件を遵守しない場合、本契約は解除されます。その際、RS Components がお客様に契約解除について通知する必要はありません。
- 6.3 お客様は、契約解除時に、すべてのコンピュータから本製品を削除すること、すべてのストレージメディアから本製品の完全なコピー又は一部のコピーを破棄すること、本製品に関連するすべての物品を RS Components に返却することに同意することとします。

- 6.4 お客様が、破産手続きを行う、それに対する財産管理命令を受け取る、債権者との和解もしくは合意又は債権者の利益のための譲渡を行う、あるいはそれについて交渉する、法人顧客の場合は申請書を提出する、(再建や合併を目的とする以外の)清算を終える又は清算に入るために債権者から申請書が提出されている、債権者会議を招集する、事業又は指定された資産のすべて又は一部の管財人を指定する、業務を停止するなどの場合、この契約は解除されます。
- 6.5 本契約の解除により、未払いのライセンス料やその他の料金を支払うお客様の義務がなくなることはなく、契約解除後直ちに、そのすべてを支払う必要があります。
- 6.6 第4節第3.8項及び第9節の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

7 権利放棄

- 7.1 本契約の規定の全部又は一部を遵守することをサプライヤーが強制したり主張したりしなかったとしても、それは、当該の規定を放棄することにはならず、また、当該の規定を遵守するお客様の義務を免じることにもなりません。
- 7.2 本契約の規定の放棄は、ライセンサーの責任者からお客様に書面による事前の許可が与えられており、かつその許可が当該の規定の放棄を明言している場合を除き、行われることはありません。

8 保証

- 8.1 本製品又はその要素(目的に応じた品質、性能、正確性、商品性、適合性もしくは適切性などですが、これらに限定されません)について、その目的がお客様から RS Components に伝えられているかどうかに関わらず、明示的、黙示的を問わず、保証は一切ありません。
- 8.2 本製品はお客様の特定のニーズに合わせて開発された「特注」の製品ではなく、幅広いソリューションや要件、状況に合わせてライセンサーが開発した一般的な製品です。そのためお客様には、本製品がニーズを満たすことを確認する責任があります。
- 8.3 保証期間は 90 日間で、お客様へ本製品の配布後 15 日目に当たる日、又は本製品が最初にインストールされた日のどちらか早い日から開始されます。この期間は本製品の最初の配布又はインストールにのみ適用され、それに続く本製品の更新もしくはアップグレードの配布時又はインストール時、本製品の使用のために付与されたライセンス数の変更時、以前に配布もしくはお客様によってインストールされた本製品に対するその他の機能拡張時、アップグレード時、変更時のいずれにおいても、再開、リセット、更新のいずれも行われることはありません。
- 8.4 本製品がサプライヤーによって定義されたサポート対象のコンピュータプラットフォームに適切にインストールされており、付随するドキュメントの規定及び/又は認定トレーニングコースに従って使用されている限り、サプライヤーは保証期間中、そのドキュメントやトレーニングコースで説明されている機能説明と実質的に同一の機能を保証します。具体的には、サプライヤーは、本製品にエラーや障害が全くないということも、中断なく動作するという事も保証しません。
- 8.5 お客様は、このようなエラー、障害、中断のいずれも、本契約を解除する十分な原因になるとは解釈しないことに同意するものとします。
- 8.6 本保証は、無料でライセンスが付与されているか又は使用できるサービス、サポート、ソフトウェアには適用されず、また、「プレリリース」、「アルファ」、「ベータ」コードとして表されるソフトウェアのいずれにも適用されません。これらはすべて「現状のまま」、一切の保証、表明、責任のいずれもなく提供されています。
- 8.7 本ソフトウェアの不適切なインストールや使用/操作、本製品に対する未許可の変更/改変、本製品の他のソフトウェアとの併用、サプライヤーが指定したサポート対象プラットフォームのリストに記載されていないコンピュータ又はオペレーティングシステムでの使用が原因で、本製品の不具合もしくは障害が発生又は悪化した範囲においては、本保証は適用されません。

9 補償及び責任の制限

- 9.1 本制限が適用法の下で無効な場合を除き、サプライヤーはいかなる状況においても、サプライヤーが提供する本製品、サポート、その他のサービスの使用によって生じる、直接的、間接的、偶発的、懲罰的、派生的な損害又は損失(業務上の損失、利益/貯蓄の損失、業務の支障、情報/データ/設計の損失、信用/評判の喪失、回路設計/レイアウトの性能、正当性、操作性の損失などですが、これらに限定されません)のいずれに対しても責任を負いません。これは、サプライヤーがかかる損失の可能性の情報を得ていた場合も同様です。
- 9.2 サプライヤーは、本製品により作成又は変更したアプリケーション/設計/製品が起因となりかつ/又はそれに関連して、当該アプリケーションの障害により死亡又は傷害が発生する可能性のある損害のいかなるものに対しても、責任は一切負いません。
- 9.3 保証期間中、本製品が仕様どおりに動作しないことについてのサプライヤーの全責任とお客様の排他的な救済手段は、本製品の修正又は交換となり、これはサプライヤーの単独の裁量によって決定されます。あるいは、これが商業的に実行不可能であると見なされる場合、本契約は解除され、本製品に関してお客様から受け取ったライセンス料がサプライヤーから返還されます。保証期間後は、サプライヤーはこの救済手段を提供する義務はありません。かかる救済手段は、保証期間内に、お客様が RS Components に書面で本製品の動作障害について通知し、サプライヤーが障害を調査、再現し、可能であれば修正するために合理的に必要となるすべての情報を提供する場合に限り有効です。
- 9.4 お客様は、サプライヤー(取締役、従業員、公認のパートナー、代理人を含む)に対して、お客様による本製品又はそのコンテンツの使用、あるいは本製品によって生成された設計の結果又は操作性、又はその他のファイル、マテリアルに起因する第三者の苦情を免責、弁護し、損害を与えないことに同意するものとします。
- 9.5 本契約のその他の規定にかかわらず、サプライヤーの合計最大累積責任は、契約、不法行為(過失を含む)、又はそれ以外に起因しているかどうかにかかわらず、お客様が RS Components に支払った本製品のライセンス料相当額を限度とします。
- 9.6 お客様は本製品の使用中に作成又は変更したすべてのデザイン、ライブラリ、その他のファイルのバックアップを定期的かつひんぱんに有効な方法で作成する責任があります。サプライヤーは、発生原因を問わず、デザイン、ライブラリ、その他のファイルの損失、損傷のいかなるものに対しても、一切の責任を負いません。
- 9.7 本節(第9節)全体の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

10 契約規定分離条項

- 10.1 本契約の規定が管轄裁判所又はその他の機関によって違法、無効、不正、又は法的強制力がないと見なされた場合、当該の規定は本契約から分離され、その他の取引条件及び規定は有効に存続するものとします。
- 10.2 本契約の規定を分離する場合、当該の規定は、分離された規定の経済的、法的、商業的目的をできる限り達成する有効又は執行可能な規定と置換する必要があります。

11 見出しに関する条項

- 11.1 特に指定のない限り、本契約の条項又は規定の見出しは情報提供及び識別のみを目的としており、本契約の一部を構成するものではありません。

12 準拠法

- 12.1 本契約の準拠法は英国法とします。
- 12.2 WestDev は、お客様の事業所がある管轄区域でお客様に対して訴訟を提起する権利を留保します。
- 12.3 本契約のいかなる規定も、関連する国内法令下、及び該当する場合は関連する EU Council Directive を実施する欧州連合各国の法令下で制限又は除外することが違法である、いずれかの当事者の権利又は義務(存在する場合)を、制限したり除外したりするものではありません。